

役員等報酬及び費用弁償規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人百徳会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、法人の役員、評議員及び第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

（報 酬）

第2条 法人の評議員および役員等に対しては、定款第8条および第21条の規定に基づき報酬は支給しない。

（費用弁償）

第3条 評議員および役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

ただし、業務の主催者等から費用弁償額相当額が支払われた場合には、これを弁償しない。

2 費用弁償額は、職員の旅費規程に準じて、役員等の居住地から計算し算定された交通費の実費額及び宿泊料とする。

3 費用弁償は、業務の都度支払う。

ただし、連続して旅行した場合等には、月単位で支払うことができる。

付 則

この規程は、令和4年6月18日から施行する。